

# 見積書提出依頼

令和8年8月25日(火)13:30

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名                | 令和8年度合同宿舍受水槽等清掃業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 業務内容等             | 別紙(仕様書)のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 履行期限              | 別紙(仕様書)のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 見積書提出場所           | <p>〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1<br/>沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係</p> <p>○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】<br/>(<a href="https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form">https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form</a>)からご連絡ください。<br/>見積書提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで見積書をご提出ください。<br/>○FAXでの提出はできません。<br/>○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。</p>                                                                                                                                                    |
| 見積書提出期限           | 令和8年9月1日(火)13:30厳守                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 見積書に関する<br>問い合わせ先 | 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 泉<br>TEL: 098-866-0031(内線)81339                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 仕様書に関する<br>問い合わせ先 | 沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官付 下里<br>TEL: 098-866-0031(内線)82531                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 留意事項              | 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 備考                | <p>(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。</p> <p>(2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。</p> <p>(3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提出日及び件名を記載する。</li><li>・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。</li><li>・ 見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。<br/>なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。</li></ul> <p>(4) 年間契約として、契約金額が100万円を超える場合は請書、250万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。</p> <p>(5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。</p> <p>(6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。</p> |

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 合同宿舍受水槽等清掃及び簡易専用水道等検査業務仕様書

1. 業務名称 令和8年度合同宿舍受水槽等清掃業務
2. 業務場所 那覇市首里石嶺町4-16ほか
3. 期 間 契約締結日から4カ月
4. 業務概要 合同宿舍給水設備（受水槽及び高置水槽）の清掃  
簡易専用水道等の検査 21施設（系統）  
住宅別内訳は別表のとおり

## 5. 一般事項

### (1) 適用範囲

別表「合同宿舍受水槽、高置水槽一覧表」で指定した合同宿舍内にある受水槽及び高置水槽（以下「水槽等」という。）を対象とした清掃とし、清掃作業はこの仕様書の定めに従い実施するものとする。

### (2) 法令等の遵守

水槽等の清掃及び検査業務の処理に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）並びに地方公共団体が定める条例又は指導要領、その他関係法令等の定めるところに基づき実施するものとする。

### (3) 疑義の解釈

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、当局と協議すること。

### (4) 関係機関への連絡

清掃業務の実施に当たり、当局及び宿舍の管理人と連絡を密にするとともに断水、作業時間等の工程について十分打合せを行うこと。また、居住者に断水、作業内容等を事前に周知するとともに迷惑をかけないよう留意すること。（この場合、消防水利に指定されている受水槽については、消防署に届出をすること。）

### (5) 他工事との競合

本件清掃業務と他工事と複合する場合には、当局と協議すること。

### (6) 現場管理

- イ. 作業場は、使用器具、清掃用具等の整理整頓を常時行い、災害事故等の予防対策にも万全を期すること。
- ロ. 近隣の建造物、その他第三者に危害損傷を与えないよう必要に応じ適切な防護処置を講ずること。
- ハ. 清掃中、宿舍の居住者及び付近住民に対し迷惑を及ぼす行為のないよう十分に注意すること。
- ニ. 清掃業務完了後は、仮設物等の撤去及び受託者所有の使用器具、清掃用具等を速やかに外部に搬出し、完全に跡片付けを行うこと。

### (7) 施工中の確認

清掃業務の完了後、容易に確認できない部分は作業中に宿舍管理人の確認を受けること。  
※確認印を受領し提出すること。

### (8) 提出書類

- イ. 清掃作業の実施に当たっては、当局へ下記書類を提出すること。
  - a. 清掃業務従事者全員の細菌検査成績通知書（写） 1部  
（注）清掃実施前30日以内に検査したもの。
  - b. 清掃業務責任者届及び免許証（写） 1部
  - c. 作業工程表 1部
  - d. 業務資材承認願（消毒薬、マンホール蓋塗装材等） 1部

- ロ. 清掃費用を請求するときは、当局へ下記書類を提出すること。
- a. 合同宿舍受水槽等清掃業務報告書
  - b. 清掃業務記録写真（カラー、デジタルカメラの場合は200万画素以上とする）  
（注） 1. 清掃作業従事者（責任者含む）全員の清掃実施当日の写真  
2. 受水槽、高置水槽の全景  
3. 槽内の清掃前、清掃中、清掃後（壁、床、天井、隔壁）  
4. 水中ポンプ、はしご、ボールタップ等槽内機器の清掃前、清掃中、清掃後  
5. 水槽周辺の草刈及びポンプ室内の清掃前、清掃中、清掃後
  - c. 水道法に基づく簡易水道の検査結果書
  - d. 水質試験結果報告書
  - e. 完了届
  - f. その他必要書類（宿舍管理人の確認印、共益費担当者の水道料金受領印、修繕に要する費用の見積書等）

## 6. 清掃業務

### （1）業務責任者

本業務の責任者は、次の三者のいずれかとする。

- イ. 建築物環境衛生管理技術者
- ロ. 厚生労働大臣が指定した機関が実施する受水槽等の清掃に関する講習会を終了した者
- ハ. 厚生労働大臣が上記の者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

### （2）業務従事者

本業務に従事する者は、健康管理、身体の衛生について次の事項に適合した者とする。

- イ. 健康診断（検便）の結果が陰性であること。
- ロ. 作業当日、下痢、風邪、皮膚病等感染疾病の症状がないこと。
- ハ. 清掃前には汚物等に触れる作業に従事しないこと。
- ニ. 爪、頭髮等を清潔に保つこと。
- ホ. 受水槽等、槽内に入る前に必ず手足を石鹸で洗い、厚生労働省認定の消毒薬で消毒すること。

### （3）使用器具及び清掃用具

本清掃業務に使用する器具、清掃用具類はすべて良質安全なものを用い、すべて厚生労働省認定の消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）で完全消毒したものを使用するとともに、ビニール袋等に包み搬入すること。

### （4）現場の把握

- イ. 現場責任者は本業務の実施にあたり、常時現場の実態を把握するとともに、極力断水時間の短縮を図るよう努めること。
- ロ. 受水槽の清掃に当たっては、事前に必ず酸欠調査等を実施するとともに換気対策を行い、危険防止の処置を講ずるとともに、高所作業等にも十分注意し、事故の無いように努めること。
- ハ. 作業用に使用する照明、電力等の機器は電氣的に安全であるほか、水に濡れて破損、漏電等の恐れのないものを使用する。また、そのコードは全く無傷で十分な長さ及び電氣的容量をもつものとする。
- ニ. 雨天等による作業の変更に当たっては、管理人と連絡を取り、居住者に迷惑をかけないよう配慮すること。

### （5）清掃作業時間等

- イ. 清掃作業は、原則として平日に実施し、土曜、日曜、祝日は作業を行わないこと。
- ロ. 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

### （6）清掃箇所

- イ. 受水槽等の槽内部の全壁（槽内の上部を含む）
- ロ. その他特に必要と認められる箇所

### （7）清掃作業

- イ. 槽内部
  - a. 汚水付着物などを水洗いした後、更にブラシ、高圧洗浄器等を利用し洗浄すること。その際、槽内ライニング、塗装等を傷つけてはならない。

- b. 金属部分（槽壁面、水中ポンプ、揚水管、マンホール蓋、タラップ等）の浮き錆は、スクレーパ、ワイヤーブラシ、高圧洗浄器等を使用し除去すること。マンホール蓋は乾燥後ノンタールエポキシ塗装を行うこと。
- c. 異物（小石、砂等）の除去及び洗浄廃水の排水を完全に行うこと。
- d. 清掃の仕上げは、清水による水洗いをして、溜まり水に濁りがなくなるまで繰り返し行い、最後に内部をウエスできれいに拭き取り清掃確認を行うこと。

ロ. その他

水槽周囲を水洗いのうえ溜水等のないよう拭淨し、またポンプ室内及び水槽周辺の草刈、ゴミ、汚水等の除去作業を行う。（草刈、廃棄物の処理を含む）

（８）消毒作業

- イ. 消毒作業は、消毒済の新しい作業衣等を使用すること。
- ロ. 清掃作業が完全に行われていることを確認後、厚生労働省の認定を受けた消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）５０～１００ｐｐｍ溶液を槽内の全壁面に噴霧吹き付けを２回行うこと。特に配管、その他凹部は注意して消毒する。
  - a. １回目の消毒後２０分以上経過してから槽内を圧力水によって、天井より次第に下部に向かって洗い流し特に配管その他凹部は注意して洗浄する。
  - b. ２回目も a と同じ手順をもって消毒、洗浄し消毒洗浄後３０分以上経過してから注水を開始すること。
  - c. 消毒洗浄の作業完了後は槽内に立ち入らないこと。

（９）点検作業

- イ. 本仕様書に基づき点検及び調査を行うこと。
- ロ. 満水後の槽内及び給水管系末端の水栓における水質の検査を行い、飲料水として適正であることを確認する。なお、給水管系末端の水栓を十分に放流した後に行うこと。
- ハ. オーバーフロー管及び通気管の端部からほこり、その他衛生上有害なものの混入及び防虫網正常の有無を点検し、整備を行う。
- ニ. 受水槽等の内部を点検し、異常箇所又は、衛生上問題がある場所を発見した場合は、当局へ連絡し指示を受けること。

（１０）簡易専用水道等の検査

- イ. 検査は全水道施設を行うこと。
- ロ. 水道法第３４条の２第２項及び同法施行規則第５６条による検査は次の項目に従い行うこと。
  - a. 施設の外観検査
 

| ＜受水槽＞          | ＜高置水槽＞         |
|----------------|----------------|
| １. 水槽周囲の状態     | １. 高置水槽周囲の状況   |
| ２. 受水槽本体の状態    | ２. 高置水槽本体の状況   |
| ３. 受水槽上部の状態    | ３. 高置水槽内部の状況   |
| ４. 受水槽内部の状態    | ４. マンホールの状態    |
| ５. マンホールの状態    | ５. オーバーフロー管の状態 |
| ６. オーバーフロー管の状態 | ６. 通気管の状態      |
| ７. 通気管の状態      | ７. 水抜管の状態      |
| ８. 水抜管の状態      | ８. 給水管等の状態     |
| ９. 給水管等の状態     |                |
  - b. 水質検査（５項目）
 

|       |      |       |       |           |
|-------|------|-------|-------|-----------|
| １. 臭気 | ２. 味 | ３. 色度 | ４. 濁度 | ５. 残留塩素測定 |
|-------|------|-------|-------|-----------|
  - c. 書類検査
 

書類の整理保存の状況

    - １. 水道設備の配置及び系統図等
    - ２. 水道設備の清掃及び点検記録等
  - ハ. 保健所等への報告は、責任をもって行うこと。
  - ニ. 本件検査は水道法第３４条の２第２項に定める国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に行わせること。



(11) 要修繕箇所の報告

本業務中に不具合な箇所を発見した時は、その場で修理可能な軽微なものは修理等整備を行い、不可能な場合は「要修繕箇所報告書」(別紙)に記載するとともに修繕に要する費用の見積書をあわせて提出すること。

なお、急を要するものは早急に当局へ報告すること。

(12) その他

イ. 以上に明記のない事項についても清掃実施上必要なものは、当局の指示により実施しなければならない。

ロ. 清掃作業のために使用する水道、電気等の使用料金は請負者の負担とする。

※各住宅の共益費担当者と事前調整を行い、清掃後は上記記載の使用料金の精算を行うこと。

精算後は共益費担当者から確認印を受領後、当局へ提出すること。

7. 実施条件

(1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定(例:メールであればBCC)を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

(2) 受託者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

別表. 合同宿舍受水槽、高置水槽一覧表

No.1

| 住 宅 名  | 場 所 (住 所)      | 施設<br>(系統) | 受 水 槽          |                    | 高 置 水 槽 |                  |     | 給水棟         |  |  |
|--------|----------------|------------|----------------|--------------------|---------|------------------|-----|-------------|--|--|
|        |                |            | 構造             | 容量                 | 構造      | 容量               | 設置棟 |             |  |  |
| 首里第二住宅 | 那覇市首里石嶺町4－16他  | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 121 m <sup>3</sup> | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 2号棟 | 1号棟～        |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> |     | 3号棟         |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 5号棟 | 4・5号棟       |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> |     |             |  |  |
|        |                | 1          | RC造<br>(2槽式)   | 21 m <sup>3</sup>  |         |                  |     | 6・7号棟       |  |  |
|        |                |            |                | 21 m <sup>3</sup>  |         |                  |     |             |  |  |
|        |                | 1          | RC造<br>(2槽式)   | 5 m <sup>3</sup>   |         |                  |     | 8号棟         |  |  |
|        |                |            |                | 5 m <sup>3</sup>   |         |                  |     |             |  |  |
|        |                | 1          | ステンレス<br>(2槽式) | 5 m <sup>3</sup>   |         |                  |     | 9号棟         |  |  |
|        |                |            |                | 5 m <sup>3</sup>   |         |                  |     |             |  |  |
| 首里住宅   | 那覇市首里石嶺町1－62－3 | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 122 m <sup>3</sup> | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 8号棟 | 1・3・4・      |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> |     | 6・8号棟       |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 9号棟 | 2・5・7・      |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> |     | 9号棟         |  |  |
| 松山住宅   | 那覇市松山1－21－1他   | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 32 m <sup>3</sup>  | FRP     | 2 m <sup>3</sup> | 1号棟 | 1・2号棟       |  |  |
| 松川住宅   | 那覇市松川2－3－5他    | 1          | RC造<br>(2槽式)   | 17 m <sup>3</sup>  | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 1号棟 | 1号棟         |  |  |
|        |                |            |                | 17 m <sup>3</sup>  |         |                  |     |             |  |  |
|        |                | 1          | RC造<br>(2槽式)   | 13 m <sup>3</sup>  |         |                  |     | 2・3号棟       |  |  |
|        |                |            |                | 13 m <sup>3</sup>  |         |                  |     |             |  |  |
| 浦添住宅   | 浦添市城間4－25      | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 125 m <sup>3</sup> |         |                  |     | 1号棟～<br>4号棟 |  |  |
| 浦添第二住宅 | 浦添市城間4－22      | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 53 m <sup>3</sup>  | FRP     | 6 m <sup>3</sup> | 1号棟 | 1号棟～        |  |  |
|        |                |            |                |                    | FRP     | 6 m <sup>3</sup> |     | 4号棟         |  |  |
| 宮城住宅   | 浦添市宮城4－20－13   | 1          | RC造<br>(1槽式)   | 26 m <sup>3</sup>  | FRP     | 5 m <sup>3</sup> | 1号棟 | 1号棟         |  |  |
|        | 小 計            | 11         |                |                    |         |                  |     |             |  |  |

別表. 合同宿舍受水槽、高置水槽一覧表

No.2

| 住 宅 名  | 場 所 (住 所)      | 施設<br>(系統) | 受 水 槽        |                                        | 高 置 水 槽    |                                      |     | 給水棟              |
|--------|----------------|------------|--------------|----------------------------------------|------------|--------------------------------------|-----|------------------|
|        |                |            | 構造           | 容量                                     | 構造         | 容量                                   | 設置棟 |                  |
| 小祿住宅   | 那覇市田原3－7－1     | 1          | RC造<br>(2槽式) | 18 m <sup>3</sup><br>18 m <sup>3</sup> | FRP        | 7 m <sup>3</sup>                     | 2号棟 | 1・2号棟            |
| 名嘉地住宅  | 豊見城市字名嘉地369他   | 1          | RC造<br>(1槽式) | 63 m <sup>3</sup>                      | FRP<br>FRP | 7 m <sup>3</sup><br>7 m <sup>3</sup> | 1号棟 | 1号棟～<br>3号棟      |
|        |                | 1          | RC造<br>(1槽式) | 26 m <sup>3</sup>                      |            |                                      |     | 4号棟              |
|        |                | 1          | RC造<br>(1槽式) | 13 m <sup>3</sup>                      |            |                                      |     | 5・6号棟            |
|        |                | 1          | RC造<br>(1槽式) | 13 m <sup>3</sup>                      |            |                                      |     | 7号棟              |
|        |                | 1          | RC造<br>(2槽式) | 7 m <sup>3</sup><br>7 m <sup>3</sup>   |            |                                      |     | 8号棟              |
|        |                |            |              |                                        |            |                                      |     |                  |
| 豊見城住宅  | 豊見城市字豊見城385-3他 | 1          | RC造<br>(1槽式) | 177 m <sup>3</sup>                     |            |                                      |     | 1～9号棟<br>11・12号棟 |
| 上田住宅   | 豊見城市字上田103－1   | 1          | RC造<br>(1槽式) | 30 m <sup>3</sup>                      |            |                                      |     | 1・2号棟            |
| 名護第二住宅 | 名護市大東3－13－2他   | 1          | RC造<br>(1槽式) | 26 m <sup>3</sup>                      |            |                                      |     | 1・2号棟            |
| 名護第三住宅 | 名護市字為又1219－111 | 1          | RC造<br>(1槽式) | 13 m <sup>3</sup>                      | FRP        | 5 m <sup>3</sup>                     | 1号棟 | 1号棟              |
|        | 小 計            | 10         |              |                                        |            |                                      |     |                  |
|        | 計              | 21         |              |                                        |            |                                      |     |                  |



## 合 同 宿 舎 一 覧 表

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 首里第二住宅 | 那覇市首里石嶺町 4－1 6 ほか   |
| 首里住宅   | 那覇市首里石嶺町 1－6 2－3    |
| 松山住宅   | 那覇市松山 1－2 1－1 ほか    |
| 松川住宅   | 那覇市松川 2－3－5 ほか      |
| 浦添住宅   | 浦添市城間 4－2 5         |
| 浦添第二住宅 | 浦添市城間 4－2 2         |
| 宮城住宅   | 浦添市宮城 4－2 0－1 3     |
| 小禄住宅   | 那覇市田原 3－7－1         |
| 名嘉地住宅  | 豊見城市名嘉地 3 6 9 ほか    |
| 豊見城住宅  | 豊見城市字豊見城 3 8 5－3 ほか |
| 上田住宅   | 豊見城市上田 1 0 3－1      |
| 名護第二住宅 | 名護市大東 3－1 3－2 ほか    |
| 名護第三住宅 | 名護市為又 1 2 1 9－1 1 1 |

【別紙】

要 修 繕 箇 所 報 告 書

令和 8 年度合同宿舍受水槽等清掃業務

請負者名

| 住宅名 | 箇 所   | 早急に修繕を要す箇所 | 修繕が望ましい箇所 | 塗装等対策が望ましい箇所 |
|-----|-------|------------|-----------|--------------|
|     | 高置水槽  |            |           |              |
|     | 受 水 槽 |            |           |              |
|     | 高置水槽  |            |           |              |
|     | 受 水 槽 |            |           |              |
|     | 高置水槽  |            |           |              |
|     | 受 水 槽 |            |           |              |
|     | 高置水槽  |            |           |              |
|     | 受 水 槽 |            |           |              |

## 個人情報取扱特記事項

## (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

## (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

## (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

## (業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

## (改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

## (廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

## (事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。